

## 令和元年10月1日以降に専門実践教育訓練を受講する場合は、訓練前キャリアコンサルティングが必須です

### 専門実践教育訓練での「教育訓練給付金制度」とは

一定の要件を満たす雇用保険の被保険者及び被保険者であった方が、厚生労働大臣が指定した専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の40%～最大70%(支給上限あり)が支給される制度です。

### 今回の改正内容について

これまで、専門実践教育給付を受けるためには、受講開始日の1ヶ月前まで「①訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングを受ける」又は「②在職者の場合、雇用される事業主が専門実践教育訓練の受講を承認した証明書を提出する」かのいずれかを行うことで受給できましたが、**令和元年10月1日以降に受講開始となる専門実践教育訓練を受講する場合は、「②事業主による証明の提出」では受給することができませんので、ご注意ください。**

	これまで	これから
専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金(※1)	受講開始日の1ヶ月前までに訓練対応キャリアコンサルタント(※2)による訓練前キャリアコンサルティングを受ける又は在職者の場合、雇用される事業主が専門実践教育訓練の受講することを承認した証明	受講開始日の1ヶ月前までに訓練対応キャリアコンサルタント(※2)による訓練前キャリアコンサルティングを受けること

※1 支給申請をする受給者などは、原則、受講開始日の1か月前に「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票」(以下「確認申請」という)をハローワークに提出する必要があります。なお、受講開始日以降でも確認申請を行うことができますが、その場合は、受講開始日より前にキャリア・コンサルティングを受けている必要がありますのでご注意ください。

※2 訓練対応キャリアコンサルタントとは中長期的なキャリア形成を支援するためのキャリアコンサルタント向けの研修を受けるなど一定の要件を満たしたキャリアコンサルタントのことです。訓練対応キャリアコンサルタントの所在については、最寄りのハローワークへお尋ねください。

ご不明な点は、お気軽にハローワーク(公共職業安定所)の雇用保険窓口にお尋ねください。

## 過去に専門実践教育訓練給付を受給したことがある方、 現在専門実践教育訓練を受講中の方へ

～「専門実践教育訓練給付最終受給時報告」、「専門実践教育訓練給付追加給付申請時報告」、「専門実践教育訓練給付及び特定一般教育訓練給付再受給時報告」のご提出をお願いします～

令和元年10月1日以降に受講開始となる専門実践教育訓練を受講する方又は既に受講中の方を対象に、受講の効果等をお伺いする目的で、「専門実践教育訓練給付最終受給時報告」「専門実践教育訓練追加給付申請時報告」又は「専門実践教育訓練給付及び特定一般教育訓練給付再受給時報告」をご提出いただく必要があります。

### 提出の対象となる方

○ 過去に専門実践教育訓練を受給したことがある方のうち、再度「専門実践教育訓練給付制度」、「特定一般教育訓練給付制度」の指定講座を受講し、受給手続きをしようとしている方

⇒「専門実践教育訓練給付及び特定一般教育訓練給付再受給時報告」

○ 既に「専門実践教育訓練給付制度」の指定講座を受講中または受講修了された方のうち、専門実践教育訓練給付の最終受給手続及び追加給付の受給手続きをしようとしている方

⇒「専門実践教育訓練給付最終受給時報告」又は  
「専門実践教育訓練給付追加給付申請時報告」

※この報告は、法令上、支給申請時において提出が義務付けられております。必ずご記入の上、ハローワークにご提出ください。

また、ご回答いただいた内容は、すべて統計上の処理を行い、他の目的には使用いたしません。本調査の趣旨をご理解いただき、ご回答ください。

ご不明な点は、お気軽にハローワーク（公共職業安定所）の雇用保険窓口にお尋ねください。